

2 総防管第 4093 号
令和 3 年 3 月 22 日

一般社団法人日本建設業連合会 本部・関東支部 御中

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に向けた都の取組の推進について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月 18 日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了等について」において、感染状況や医療提供体制等に関する分析・評価の結果、全ての都道府県が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなったため、3 月 21 日をもって緊急事態措置が終了することとされました。（資料 1）

これを受け、都は、3 月 18 日、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、緊急事態宣言解除後も、感染の再拡大を防ぐため、当面、3 月 22 日から 3 月 31 日まで、「段階的緩和期間における東京都の対応」を実施することといたしました。

（資料 2）

この内容は、法第 24 条第 9 項に基づき、都民の皆様に対しては、日中を含めた不要不急の外出自粛の要請、事業者の皆様に対しては、飲食店等に対する営業時間短縮の要請（営業時間は 5 時から 21 時まで。ただし、酒類の提供は 11 時から 20 時まで）、業種別ガイドライン遵守の要請及びイベントの開催制限の要請、また、法には基づきませんが、同様の内容について、各種施設に対して引き続き、御協力をお願いするものです。

また、令和 3 年 3 月 19 日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、緊急事態宣言解除後の埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について通知されましたので、お知らせいたします。（資料 3）

なお、4 月 1 日以降の取扱いについては、改めて東京都新型コロナウイルス感染症対策本部における決定後、別途お知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等に

つきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、都の緊急事態措置等に対しての都民の問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。合わせまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

資料１・・・令和３年３月１８日付け事務連絡

「新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了等について」

資料２・・・令和３年３月１８日「段階的緩和期間における東京都の対応」

資料３・・・令和３年３月１９日付け事務連絡

「緊急事態宣言解除後の１都３県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

【参考資料】

参考資料１・・・新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了

https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_shuryo_20210319.pdf

参考資料２・・・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

(令和３年３月１８日変更)

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210318.pdf

参考資料３・・・「医療・公衆衛生に支障をきたす感染再拡大（リバウンド）の防止のために」

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r030318.pdf ※26頁参照

参考資料４・・・「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応（概要）」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_030318_1.pdf

参考資料５・・・緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_030318_2.pdf

事務連絡
令和3年3月18日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなったため、緊急事態措置を実施すべき期間とされている3月21日をもって緊急事態措置を終了することとされました。

また、同日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙1及び2のとおりお知らせします。

なお、本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、基本的対処方針等諮問委員会会長から「医療・公衆衛生に支障をきたす感染再拡大（リバウンド）の防止のために」（別紙3）が提出されるとともに、「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」（別紙4・5）が決定いたしましたのでお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

併せて、緊急事態の終了に伴い、市町村対策本部を遅滞なく廃止いただくよう、市町村に対してその旨周知をお願いいたします。なお、特措法に基づかない市町村対策本部として引き続き設置することは妨げられません。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了

（別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年3月18日変更）

（別紙3）医療・公衆衛生に支障をきたす感染再拡大（リバウンド）の防止のために

（別紙4）緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応（概要）

（別紙5）緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応

（連絡先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 松浦・高橋・石田・廣瀬・山野・鈴木・矢部

直通 03 (6257) 3086

e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

段階的緩和期間における東京都の対応

令和 3 年 3 月 1 8 日

1. 段階的緩和期間における東京都の対応

1. 区域

都内全域

2. 期間

当面、令和3年3月22日（月曜日）0時から3月31日（水曜日）24時まで

3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

(1) 都民向け：日中も含めた不要不急の外出自粛

- ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

(2) 事業者向け：営業時間の短縮、催物（イベント等）の開催制限

- ・施設管理者（次頁「①施設の使用制限」に掲げる施設）に対して営業時間の短縮を要請するとともに、業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
- ・イベント主催者等に対して規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベントの開催等を要請（法第24条第9項）
- ・緊急事態宣言の解除を受け、これまで実施してきた法第45条第2項に基づく営業時間短縮の要請の期間、同条第3項に基づく営業時間短縮の命令の期間は、終了する。

4. 4月1日以降の対応

感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定する。

2. 段階的緩和期間における施設の使用制限・イベントの開催制限等の概要

<① 施設の使用制限> (下線については、特措法に基づく要請)

施設の種類	施設	内容
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮を要請 (営業時間は5時から21時まで。ただし、酒類の提供は11時から20時まで) ・業種別ガイドラインの遵守を要請 ・令和3年3月22日(月)0時～3月31日(水)24時(※)
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

(※) 4月1日以降については、別途決定する。

<その他の施設への対応>

施設の種類	内容
遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。)、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗(1,000平米超)(生活必需物資を除く。)、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗(1,000平米超)(生活必需サービスを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・21時までの営業時間短縮、酒類提供は11時から20時までを協力依頼 ・業種別ガイドラインの遵守を協力依頼 ・令和3年3月22日(月)0時～3月31日(水)24時(※)
イベント関係の施設である、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)、運動施設、遊技場、博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催制限(「収容率」「人数上限」のいずれか小さいほうとする)の協力依頼 【収容率】 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 【人数上限】 5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きいほう ・令和3年3月22日(月)0時～3月31日(水)24時(※)

(※) 4月1日以降については、別途決定する。

<② イベントの開催制限> (下線については、特措法に基づく要請)

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>イベントの開催制限(「収容率」「人数上限」のいずれか小さいほうとする)の要請</u> 【収容率】 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 【人数上限】 5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きいほう (あわせて、21時までの営業時間短縮、業種別ガイドラインの遵守を協力依頼) ・令和3年3月22日(月)0時～国の事務連絡により示された期日。以降、国の事務連絡に基づき、段階的に緩和